

令和8年度 事業継続力認定制度検討委員会(第2回) 報告事項・審議事項

【目次】

- | | |
|--|---|
| 1. 令和8年度前期の通常認定会社、優良認定会社及び認定企業数の推移(報告) | 1 |
| 2. 評価要領の改定(審議) | 2 |

1. 令和8年度前期の通常認定会社、優良認定会社及び認定企業数の推移(報告)

【通常認定の認定会社】

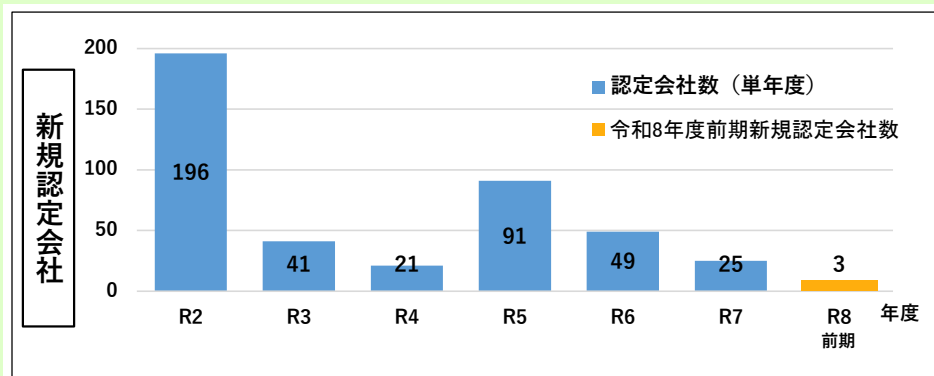
- 新規認定会社数: **3社** (一般土木関連: 3社、港湾空港関連: 0社)
- 継続認定会社数: **183社** (一般土木関連: 168社、港湾空港関連: 15社)

【優良認定の認定会社】

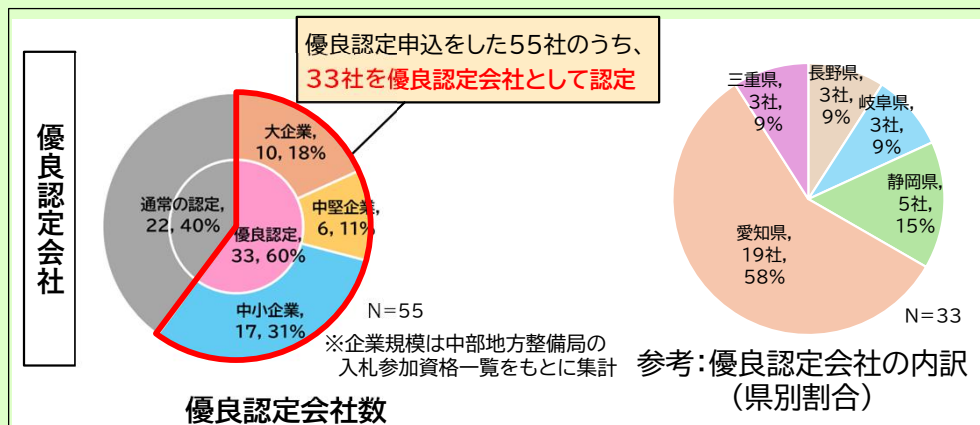
- 優良認定会社数: **33社**

- 通常認定については、令和8年前期に申請のあった**新規・継続申請会社186社**を認定し、優良認定については、**優良認定会社として33社**を認定
- これにより、既存の認定会社と合わせて、令和8年8月1日時点の**認定会社数は400社**となる

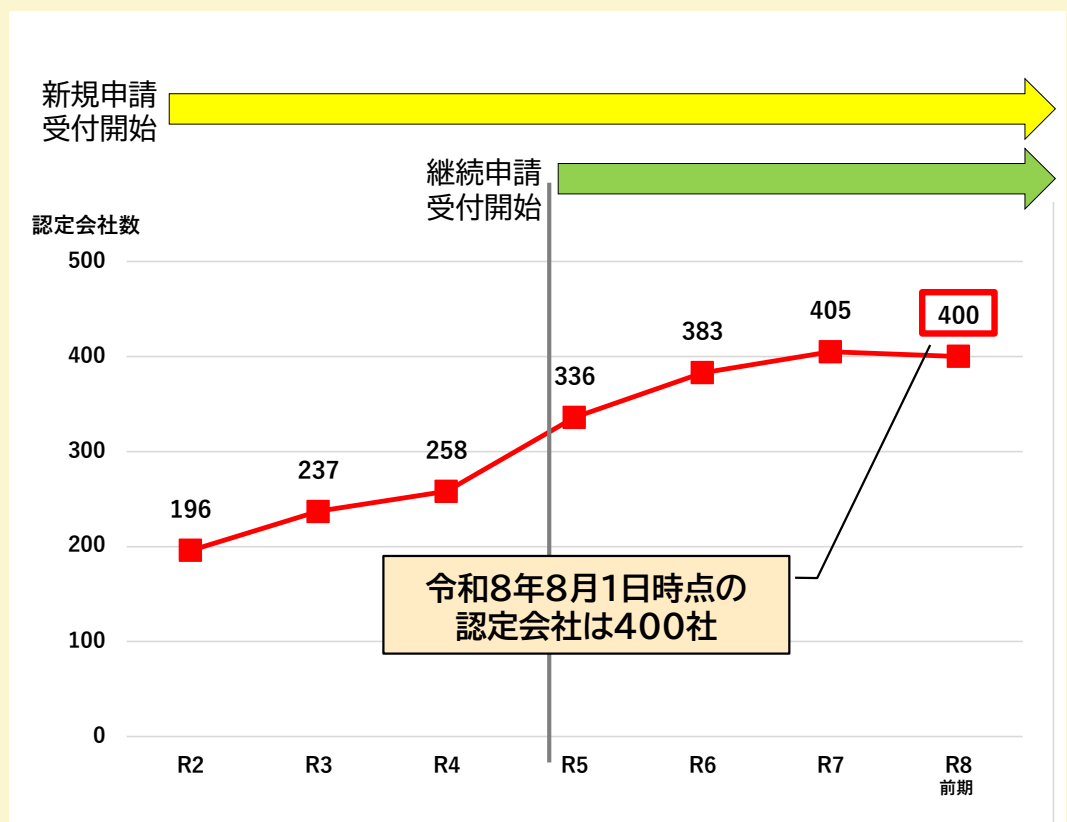
通常認定の新規認定社数



優良認定の優良認定会社数



認定会社数の推移



- 現在の評価要領では、申込先として具体的なメールアドレスを明記しているが、申請分野ごとの提出先に関する問い合わせが多数寄せられている。
- このため、申込先を分かりやすくするため、分野ごとの申込先を記載し、具体的な提出先についてはホームページを確認頂く方式へ改訂を行う。
- 上記に伴い、評価要領の記載は下記の通り変更する。

評価要領P.8

改定前

3-3 申込先

申込は、以下の機関で受け付けます。

なお、以下の機関では、申込書類の作成に関する疑義等の対応を行います。

表 1 申込先

申込先	住所	TEL 番号	メール アドレス
国土交通省 中部地方整備局 災害対策マネジメント室	〒460-8514 名古屋市中区三の丸二丁目 5番1号(名古屋合同庁舎 第2号館内)	052-685- 0533	cbr- saimane@mlit.go.jp
国土交通省 中部地方整備局 港湾空港部 港湾空港防災・ 危機管理課	〒460-8517 名古屋市中区丸の内二丁目 1番36号 NUP・フジサワ 丸の内ビル(丸の内庁舎)	052-209- 6328	pa.cbr- bouki@mlit.go.jp

改定後

3-3 申込先

申込は、以下の機関で受け付けます。分野ごとに所定の機関にて受け付けます。

なお、以下のこれらの機関では、申込書類の作成に関する疑義等の対応を行います。

一般土木関連の申込先は、以下の中部地方整備局のホームページを御参照ください。

https://www.cbr.mlit.go.jp/saigai/bcp_nintei/index.html

港湾空港関係を含む場合の申込先は、以下の中部地方整備局 港湾空港部のホームページを御参照ください。

https://www.pa.cbr.mlit.go.jp/safety/13225_20410_index.html

表 1-申込先

申込先	住所	TEL 番号	メール アドレス
国土交通省 中部地方整備局 災害対策マネジメント室	〒460-8514 名古屋市中区三の丸二丁目 5番1号(名古屋合同庁舎 第2号館内)	052-685- 0533	cbr- saimane@mlit.go.jp
国土交通省 中部地方整備局 港湾空港部 港湾空港防災・ 危機管理課	〒460-8517 名古屋市中区丸の内二丁目 1番36号 NUP・フジサワ 丸の内ビル(丸の内庁舎)	052-209- 6328	pa.cbr- bouki@mlit.go.jp

参考:中部地方整備局ホームページ

■一般土木関連

申込先・相談窓口

○一般土木関連

■中部地方整備局 災害対策マネジメント室
〒460-8514
名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館
TEL: 052-685-0533
E-mail: cbr-saimane@mlit.go.jp
相談窓口時間 (10:00~12:00、13:00~16:00 土日祝は除く)

○港湾空港関係を含む場合

■中部地方整備局 港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課
〒460-8517
名古屋市中区三の丸二丁目6番2号 名古屋第4地方合同庁舎 3階
TEL: 052-209-6328
相談窓口時間 (10:00~12:00、13:00~16:00 土日祝は除く)

<Webサイト:中部地方整備局事業継続力認定制度港湾空港関係の認定制度について>

https://www.pa.cbr.mlit.go.jp/safety/13225_20410_index.html

※認定証送付をもって認定の可否決定を行いますので、送付までの期間における審査の途中経過につきましてはお答えできません。
何卒ご了承ください。

■港湾空港関係

申込受付・相談窓口

認定に関する書類の受付窓口は、中部地方整備局災害対策マネジメント室、中部地方整備局港湾空港部港湾空港防災・危機管理課です。

■中部地方整備局 災害対策マネジメント室
〒460-8514
名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館
TEL: 052-685-0533
E-mail: cbr-saimane@mlit.go.jp (★を@にしてください)
相談窓口時間 (10:00~12:00、13:00~16:00 土日祝日は除く)

<Webサイト:中部地方整備局事業継続力認定制度について>

https://www.cbr.mlit.go.jp/saigai/bcp_nintei/index.html

■中部地方整備局 港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課
〒460-8517
名古屋市中区三の丸二丁目6番2号 名古屋第4地方合同庁舎 3階
TEL: 052-209-6328
E-mail: pa.cbr-bouki@mlit.go.jp (★を@にしてください)
相談窓口時間 (10:00~12:00、13:00~16:00 土日祝日は除く)

※港湾空港関係の制度、資料作成についてのご相談は、港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課へ
お願いいたします。

- 現在の評価要領では、港湾空港関係に関する記載の表現が統一されていない状況である。
- このため、申請者の混乱を防ぐ観点から、記載を「港湾空港関係」に統一するよう改訂を行う。
- 上記に伴い、評価要領の記載は下記の通り変更する。

■評価要領P.2

改定前

2 認定の概要

認定は、本評価要領をもとに評価を行い、適合した会社に対し、中部地方整備局が「災害時の基礎的な事業継続力を備えている建設会社」として、**3年間の有効期限をもつ認定証または優良認定証**を発行します。

なお、港湾空港関連での認定を申込する場合には、本評価要領とあわせて中部地方整備局「建設会社における災害時の事業継続力認定評価要領（港湾空港専門項目）」を確認し、BCPに港湾空港関連項目の記載をしてください。



改定後

2 認定の概要

認定は、本評価要領をもとに評価を行い、適合した会社に対し、中部地方整備局が「災害時の基礎的な事業継続力を備えている建設会社」として、**3年間の有効期限をもつ認定証または優良認定証**を発行します。

なお、港湾空港**関連関係**での認定を申込する場合には、本評価要領とあわせて中部地方整備局「建設会社における災害時の事業継続力認定評価要領（港湾空港専門項目）」を確認し、BCPに港湾空港**関連に関連する**項目の記載をしてください。

■評価要領P.29

改定前

4 評価

優良認定の評価は、通常の認定会社と同様に、本評価要領に基づき実施します。

優良認定会社については、通常の認定と同じ適合基準に加え、申込書類に記載された優れた取組内容（様式4に基づく項目）についても評価を行います。

なお、港湾・空港関連の事業において優良認定を希望する場合であっても、上記と同様の基準により評価を行います。



改定後

4 評価

優良認定の評価は、通常の認定会社と同様に、本評価要領に基づき実施します。

優良認定会社については、通常の認定と同じ適合基準に加え、申込書類に記載された優れた取組内容（様式4に基づく項目）についても評価を行います。

なお、~~港湾・空港関連~~**港湾空港関係**の事業において優良認定を希望する場合であっても、上記と同様の基準により評価を行います。